

地下埋設物・架空線等上空施設
の事故防止マニュアル

平成26年1月

佐賀県県土づくり本部建設・技術課

まえがき

地下埋設物・架空線等上空施設の近接作業における事故防止対策については、土木工事安全施工技術指針に規定されており、詳細設計から発注、工事完了に至るまで、現地調査や関係機関との立会・協議を重ね事故防止対策を行っているところである。

しかし、近年重大な事故から軽微な事故まで、地下埋設物・架空線等上空施設に係る事故の根絶には至っていない状況である。このようななか、本年度の県発注工事において県民生活へ影響を及ぼす地下埋設物の損傷事故が発生したことを受け本マニュアルの制定を行うこととしたものである。

これらの事故は、幸いなことに損害賠償など訴訟に発展することなく解決したところである。しかしながら、ハインリッヒの法則によると一件の重大事故は何も予兆のない訳ではなく、その背後に業務過誤や不注意などによる何らかの予兆が隠れていると言われている。

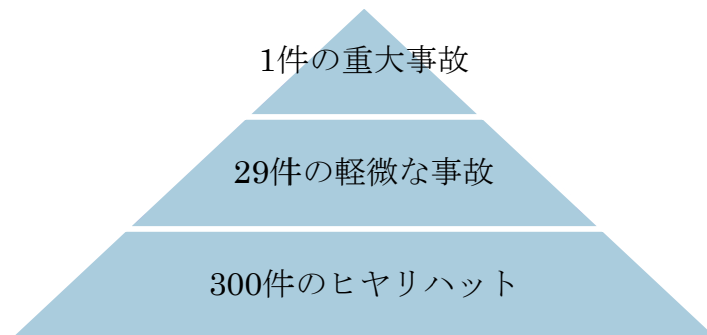


図1 ハインリッヒの法則

本マニュアルを活用して事故防止対策を図っていただくとともに、日頃のヒヤリハット事象を察知・活用し、KY活動等を通して、事故防止を図っていくよう努められたい。

目次

1. 目的	1
2. 本マニュアルの適用にあたって	1
(地下埋設物)	
3. 地下埋設物の事故防止実施フロー図	2
4. 地下埋設物の近接作業の手順	3
5. 地下埋設物の事故防止チェックリスト例	8
6. 追加分記仕様書記載例：地下埋設物	11
(架空線等上空施設)	
7. 架空線等上空施設の事故防止実施フロー図	12
8. 架空線等上空施設の近接作業の手順	13
9. 架空線等上空施設の事故防止チェックリスト例	17
10. 追加分記仕様書記載例：架空線等上空施設	20
11. 参考資料：架空線等上空施設	20

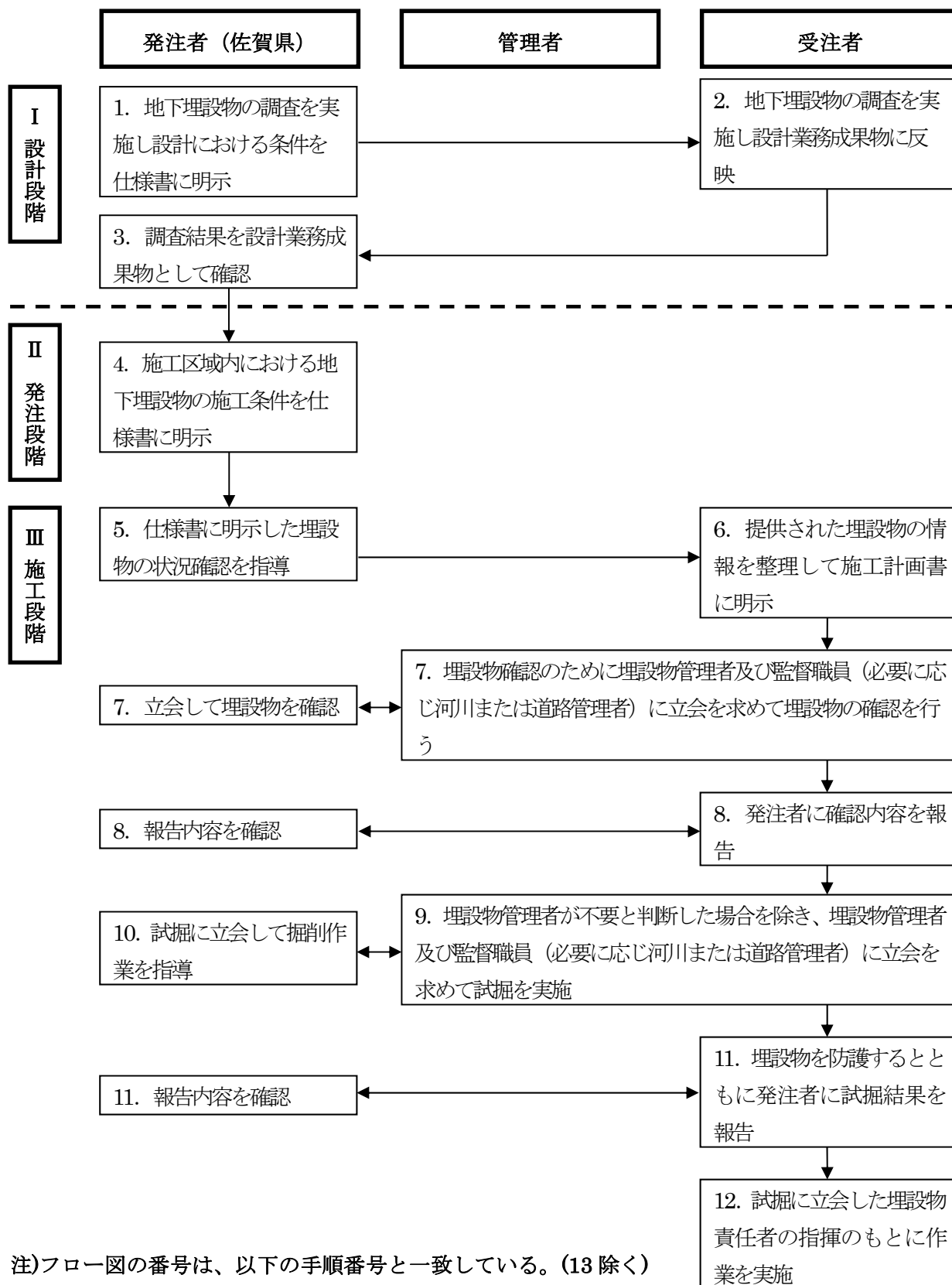
1. 目的

本マニュアルは、地下埋設物・架空線等上空施設の近接作業を行うにあたり、発注者（佐賀県）と受注者の両者が確認すべき事項を示し、事故を防止することを目的とするものである。

2. 本マニュアルの適用にあたって

工事関係者（発注者、受注者、埋設物管理者又は所有者、河川又は道路管理者等）は、本マニュアルの手順のみによるものではなく、個々の現場において工事関係者それぞれが、各段階（設計～施工）において、相互に十分注意してこそ事故防止が図られることを肝に銘じて作業されたい。

3. 地下埋設物の事故防止実施フロー図



4. 地下埋設物の近接作業の手順

I 設計段階

1. 設計発注担当者は、自ら地下埋設物について、占用台帳等を事前調査し、その結果に基づいて、設計業務仕様書等に地下埋設物について明示する。
また、必要に応じて現地確認を実施する。

〔建設工事公衆災害防止対策要綱 第33 保安上の事前措置〕

起業者は、土木工事の設計に当たっては、工事現場、工事用の通路及び工事現場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示しなければならない。

2. 受注者においても必要に応じて地下埋設物について現地調査を行い、埋設物件平面図等を作成して、発注者へ報告するとともに設計業務成果物へ反映させる。

3. 設計発注担当者は、調査結果が設計業務成果物へ反映されているか、その内容を確認する。

II 発注段階

4. 工事発注担当者は、地下埋設物の存在を占用台帳や道路付属物台帳等と業務成果物から確認し、追加特記仕様書及び図面の契約図書に地下埋設物の情報と施工上の注意点を明記する。

〔建設工事公衆災害防止対策要綱 第33 保安上の事前措置〕

起業者は、土木工事の設計に当たっては、工事現場、工事用の通路及び工事現場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示しなければならない。

Ⅲ 施工段階

5. 監督職員は、受注者に対して仕様書に明示した埋設物の状況について、埋設物管理者に出向いて確認を行うように指導する。

6. 受注者は、設計図書等の内容をよく確認し、地下埋設物の確認方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示し、埋設物責任者を配置する。

〔土木工事安全施工技術指針 第3章 地下埋設物・架空線等上空施設一般〕

第1節 地下埋設物一般

1. 工事内容の把握

- (1) 埋設物が予想される場所で工事を施工しようとするときは、設計図書における地下埋設物に関する条件明示内容を把握すること。
- (2) 設計図書に記載がない場合でも、道路敷内で掘削を行う工事があるときには、道路管理者、最寄りの埋設物管理者に出向き、道路台帳、埋設物台帳等により埋設物の有無の確認を行うこと。
- (3) 掘削の規模、深さ、掘削位置と道路との相対的位置をよく把握し、掘削し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、前項と同様に調査を行い、埋設物の状況の概要把握に努めること。
- (4) 郊外地、山間地の道路の場合であっても地下埋設物を十分に確認すること。

7. 受注者（必ず埋設物責任者を含む）は、埋設状況が明らかである場合を除き、埋設物管理者及び監督職員（及び必要に応じ河川又は道路管理者）に立会を求め、埋設物の確認を行う。また、工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置には杭や旗、ペンキ等で目印をつけることとする。

〔建設工事公衆災害防止対策要綱 第34 立会〕

起業者は、埋設物の周辺で土木工事を施工する場合において、第33（保安上の事前措置）に規定する調査を行うに当たっては、原則として、各種埋設物の管理者に対し埋設物の種類、位置（平面、深さ）等の確認のため、第36（埋設物の確認）の規定による立会を求めなければならない。ただし、各種埋設物の状況があらかじめ明らかである場合はこの限りでない。

8. 監督職員は、受注者に確認結果を報告させ、その内容を確認する。

9. 受注者（必ず埋設物責任者を含む）は、埋設位置が明らかで埋設物管理者が試掘は不要と判断した場合を除き、埋設物管理者及び監督職員（及び必要に応じ河川または道路管理者）に立会を求め、適正な位置を協議のうえ決定し、試掘を行う。

試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行う。

〔土木工事安全施工技術指針 第3章 地下埋設物・架空線等上空施設一般〕

第1節 地下埋設物一般

2. 事前確認

- (1) 埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳に基づいて試掘を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により、確認すること。
- (2) 掘削影響範囲に埋設物があることが分かった場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、保安上の必要な措置、防護方法、立会の必要性、緊急時の通報先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定すること。
- (3) 試掘によって埋設物を確認した場合には、その位置等を道路管理者及び埋設物の管理者に報告すること。

〔建設工事公衆災害防止対策要綱 第36 埋設物の確認〕

起業者又は施工者は、埋設物が予想される場所で土木工事を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物管理者等が保管する台帳に基づいて試掘等を行い、その埋設物の種類、位置（平面、深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。

なお、起業者又は施工者は、試掘によって埋設物を確認した場合においては、その位置等を道路管理者及び埋設物の管理者に報告しなければならない。

この場合、深さについては、原則として標高によって表示しておくものとする。

10. 監督職員は、受注者が地下埋設物の位置は不確実と判断した箇所及び地下埋設物に近接したと想定または判断した箇所は、地下埋設物の損傷を避けるため人力による施工機具または手掘りで試掘するよう受注者に対して指導する。

〔建設工事公衆災害防止対策要綱 第37 布掘り及びつぼ掘り〕

施工者は、道路上において土木工事のために杭、矢板等を打設し、又は穿孔等を行う必要がある場合においては、埋設物のないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ2メートル程度まで試掘を行い、埋設物の存在が確認されたときは、布掘り又はつぼ掘りを行ってこれを露出させなければならない。

11. 受注者は、適切に埋設物を防護するとともに監督職員に地下埋設物の詳細な位置を報告する。同様に埋設物管理者へも報告する。

〔土木工事安全施工技術指針 第3章 地下埋設物・架空線等上空施設一般〕

第1節 地下埋設物一般

4. 現場管理

- (1) 掘削断面内に移設できない地下埋設物がある場合は、試掘段階から本体工事の埋戻・路面復旧の段階までの間、適切に埋設物を防護し、維持管理すること。
- (2) 埋戻・路面復旧時には、地下埋設物の位置、内容等の留意事項を関係作業員に周知徹底すること。

〔労働安全衛生規則 第362条 埋設物等による危険の防止〕

- 2 明り掘削の作業により露出したガス導管の損壊により労働者に危険を及ぼす恐れのある場合の措置は、つり防護、受け防護等による当該ガス導管についての防護を行い、又は当該ガス導管を移設する等の措置でなければならない。
- 3 事業者は、前項のガス導管の防護の作業については、当該作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに当該作業を行わせなければならない。

12. 受注者は、試掘に立会した埋設物責任者の指揮のもと、地下埋設物の近接作業を実施する。

13. 受注者は、河川または道路区域外において地下埋設物に近接して作業を行う場合も、その土地所有者等に地下埋設物の有無について聞き取り等の調査を行う等、事故防止に努める。

〔土木工事安全施工技術指針 第3章 地下埋設物一般〕

第1節 工事内容の把握

2. 道路に近接した掘削工事がある場合

掘削の規模、深さ、掘削位置と道路との相対位置をよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶ恐れのある範囲については、前項と同様に調査を行い、埋設物の状況の概要把握に努めること。

〔建設工事公衆災害防止対策要綱 第39 近接位置の掘削〕

施工者は、埋設物に近接して掘削を行う場合には、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に十分注意するとともに、必要に応じて埋設物の補強、移動等について、起業者及びその埋設物の管理者とあらかじめ協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じなければならない。

5. 地下埋設物の事故防止チェックリスト例

地下埋設物チェックリスト 設計業務（発注者用）

業 務 名			
工 期	平成	年	月 日 ~ 平成 年 月 日
業 者 名			
設計段階における点検事項	点検者 点 検 年月日	点 検 結 果	
1. 地下埋設物について、占用台帳（占用許可申請書、協議）、道路付属物台帳（工事完成図含む）等で事前調査を行っているか。	/ /	適・否	
2. その結果に基づいて、受注者に対して設計業務仕様書等に地下埋設物について明示しているか。また、必要に応じて現地確認を実施したか。	/ /	適・否	
3. 調査結果が設計業務成果物に反映されているか。	/ /	適・否	

地下埋設物チェックリスト 工事（発注者用）

工 事 名			
工 期	平成	年	月 日 ~ 平成 年 月 日
業 者 名			
発注段階における点検事項		点検者 点 検 年月日	点 検 結 果
1. 地下埋設物の存在について、占用台帳（占用許可申請書、協議）、道路付属物台帳（工事完成図含む）等と業務成果物から確認しているか。		/ /	適・否
2. 受注者に対して、追加特記仕様書及び図書の契約図書に地下埋設物の情報と施工上の注意点を明示しているか。		/ /	適・否
施工段階における点検事項		点検者 点 検 年月日	点 検 結 果
3. 受注者に対して、埋設物件の情報を提示しているか。		/ /	適・否
4. 受注者に対して、埋設物管理者の所へ出向いて確認を行うように指導しているか。		/ /	適・否
5. 受注者が報告してきた内容を確認しているか。		/ /	適・否
6. 受注者に対して、適正な位置を試掘させるため、試掘位置の決定に埋設物管理者への立会を求めたことを確認しているか。		/ /	適・否
7. 試掘に立会して、受注者が地下埋設物の位置が不明確と思われる箇所及び近接したと想定または判断される箇所からは、手掘りによる人力で試掘するよう指導し、埋設物の詳細な位置を確認しているか。		/ /	適・否
8. 試掘結果を報告させて確認しているか。		/ /	適・否

地下埋設物チェックリスト 工事（受注者用）

工 事 名			
工 期	平成	年	月 日 ~ 平成 年 月 日
業 者 名			
施 工 段 階 に お け る 確 認 項 目	実施者	確認者	
	実施 年月日	確認 年月日	
1. 工事現場における地下埋設物については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、深さ等）及び管理者を確認しているか。	/ /	/ /	
2. 現地調査結果を発注者（監督員）に報告したか。その取扱い方法について、施工計画書に明示したか。	/ /	/ /	
3. 埋設物確認のために埋設物管理者及び監督職員（必要に応じて河川又は道路管理者）に立会・試掘を求めたか。 また、管理者から指示された事項等は、発注者（監督職員）へ報告したか。			
	/ /	/ /	

6. 追加特記仕様書記載例：地下埋設物

下記の記載例を参考にして、特記仕様書に地下埋設物の事故防止マニュアルを位置図づけるものとする。

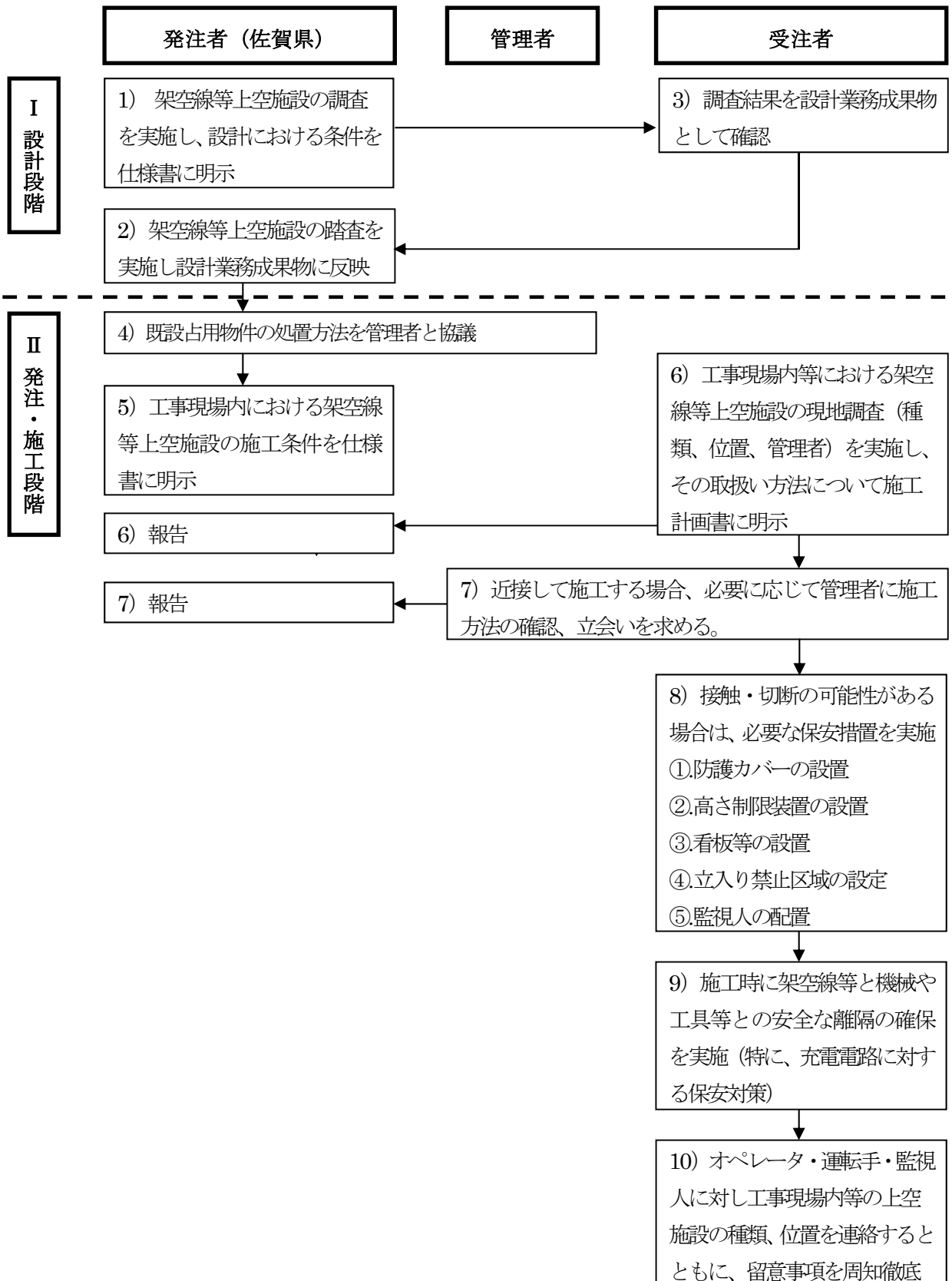
第〇条 地下埋設物の損傷事故防止について

地下埋設物が工事現場内にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の事故防止マニュアル（平成25年12月 佐賀県県土づくり本部建設・技術課）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

地下埋設物について

○掘削等においては、地下埋設物の調査設計が設計図書で完了していても、地下埋設物台帳との時間的ずれや、内容に齟齬がある場合もあることから、台帳平面図等に記載されている既設地下埋設物等の内容を過信することなく、慎重に調査・確認を行い事故対策を万全に行うこと。

7. 架空線等上空施設の事故防止実施フロー図



8. 架空線等上空施設の近接作業の手順

1) 設計における条件の明示

設計発注担当者は、自ら架空線等上空施設について、占用台帳等を事前調査し、その結果に基づいて、設計業務仕様書等に架空線等上空施設について明示する。
また、必要に応じて現地確認を実施する。

第〇条 架空線等上空施設の確認について

1. 本設計区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 本設計区間に近接する架空線等上空施設は、以下のとおりである。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
電柱	〇〇電力	移設	道路台帳
架空線	△△△	架空線保護	道路台帳

2) 設計業務成果物への反映

受注者においても必要に応じて架空線等上空施設について現地踏査を行い、架空線等上空施設物件平面図等を作成して発注者へ報告するとともに、設計業務成果物へ反映させる。

3) 設計業務成果物として確認

設計発注担当者は、調査結果が設計業務成果物へ反映されているか、その内容を確認する。

4) 処置方法の協議

工事発注担当者は、架空線等上空施設の存在を占用台帳等から確認し、その管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法について協議する。

5) 施工条件の明示

工事発注担当者は、工事現場における架空線等上空施設の占有物について、追加特記仕様書及び図面の契約図書に架空線等上空施設の情報と施工上の注意点を明示する。

第〇条 架空線等上空施設の確認について

1. 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、以下のとおりである。

施設の種別	所有者	条件等	貸与する資料
電柱	〇〇電力	移設	道路台帳
架空線	△△△	架空線保護	□□業務報告書

6) 現地調査等

受注者は、架空線等上空施設に近接して工事を行う場合、必要に応じてその管理者に施工方法の確認や立会いを求める。また、その際に管理者から指示された事項等については、監督職員への報告を行う。

○架空線等上空施設

- ・電力線
- ・電話線、有線、引込み線
- ・上空施設（跨線橋、横断ボックス、信号機、道路標識等）

○特に高圧線については、詳細な事前調査が必要である。

- ・工作物の建設等の作業を伴う場合の感電の防止（安衛則第349条）

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場所において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

○ダンプトラックで運搬等を行う場合は、ダンプアップする出入口付近の公道等についても上空施設の現地調査を行い、必要な対策を講ずる必要がある。

○事前の調査結果については、発注者（監督職員）へ報告すること。

7) 管理者に施工方法の説明と確認

受注者は、施工に先立ち工事現場における架空線等上空施設について、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認するとともに、監督職員に報告する。また、その取扱い方法について施工計画書に明示する。

○現地調査した架空線等上空施設に近接して工事を実施し、接触・切断等が想定される場合や高圧線との離隔距離が最小離隔距離以内になる場合等は、必要に応じて管理者に施工方法の説明と確認や立ち会いを求めるものとする。

○管理者より指示された事項等については、発注者（監督職員）へ報告すること。

8) 施工中の保安措置

架空線等上空施設に対して建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を行う。

- ①架空線上空施設への防護カバーの設置
- ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置
- ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
- ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定
- ⑤近接して施工する場合は監視人の配置

○架空線等上空施設を建設機械等のブームやダンプトラックのダンプアップにより、接触・切断する事故の発生が多いため、これらの危険性があると考えられる場合は、必要により保安措置を講じる必要がある。

○その現場状況に合った保安措置を講じるものとする。

○公衆災害防止対策要綱の下記事項についても、参考にして保安措置を講じること。

第87（機械類の使用及び移動）

施工者は、機械類を使用し、又は移動させる場合においては、それらの機械類に関する法令等の定めを厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは法令等に定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることのないようにしなければならない。

2 施工者は、機械類を使用する場合においては、その作動する範囲は、原則として作業場の外に出てはならない。

3 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て機械類を操作する場合においては、歯止めの装置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張員の配置等必要な措置を講じなければならない。

9) 近接施工時の施工管理

架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空施設等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保する。

○架空線等上空施設に近接して工事の施工を行う場合は、架空線等と機械・工具材料等について安全な離隔を確保して施工を行うものとする。

○また、離隔の確保が困難な場合や接触・切断等が考えられる場合は、3) 施工中の保安措置により実施するものとする。

10) 運転手等関係者への周知徹底

建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置（場所、高さ等）を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底を図る。

また、公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底を図る。

○架空線等上空施設の下で施工する場合は、建設機械のオペレータやダンプトラックの運転手に対して、工事現場区域及び工事用道路内の上空施設の種類・位置を図面等により連絡すること。

○また、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について、書面やステッカー等により周知徹底を図る必要がある。

9. 架空線等上空施設の事故防止チェックリスト例

架空線等上空施設チェックリスト 設計業務（発注者用）

業務名			
工期	平成	年	月 日 ~ 平成 年 月 日
業者名			
設計段階における確認項目	実施者	確認者	
	実施 年月日	確認 年月日	
1. 架空線等上空施設について、占用台帳等で事前調査を行っているか。	/ /	/ /	
2. その結果に基づいて、設計業務仕様書等に架空線等上空施設について明示しているか。	/ /	/ /	
3. 調査結果が設計業務成果物に反映されているか、その内容を確認したか。	/ /	/ /	

架空線等上空施設チェックリスト 工事（発注者用）

工 事 名			
工 期	平成	年	月 日 ~ 平成 年 月 日
業 者 名			
発注段階における確認項目	実施者	確認者	
	点 検	確 認	
	年月日	年月日	
1. 工事現場における架空線等上空施設の占有物について、その管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法について協議したか。	/ /	/ /	
2. 架空線等上空施設の存在を占有台帳等と業務成果から確認しているか。	/ /	/ /	
3. 受注者に対して、追加特記仕様書及び図面の契約図書に架空線等上空施設の情報と施工上の注意点を明示しているか。	/ /	/ /	
施工段階における確認事項	実施者	確認者	
	実 施	確 認	
	年月日	年月日	
4. 受注者が報告してきた工事現場における架空線等上空施設の現地調査結果を確認しているか。	/ /	/ /	
5. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合、管理者から指示された事項等を報告させて確認しているか。	/ /	/ /	

架空線等上空施設チェックリスト 工事（受注者用）

工 事 名			
工 期	平成	年	月 日 ~ 平成 年 月 日
業 者 名			
施 工 段 階 に お け る 確 認 項 目	実施者	確認者	
	実施 年月日	確認 年月日	
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認しているか。	/ /	/ /	
2. 現地調査結果を発注者（監督員）に報告したか。その取扱い方法について、施工計画書に明示したか。	/ /	/ /	
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。 また、その管理者から指示された事項等は、発注者（監督職員）へ報告したか。	/ /	/ /	
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> ①架空線等上空施設への防護カバーの設置 <input type="checkbox"/> ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 <input type="checkbox"/> ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 <input type="checkbox"/> ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 <input type="checkbox"/> ⑤近接して施工する場合は見張員の配置	/ /	/ /	
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。	/ /	/ /	
6. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置（場所、高さ等）を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底しているか。	/ /	/ /	
7. 公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底しているか。	/ /	/ /	

1 0. 追加特記仕様書記載例：架空線等上空施設

下記の記載例を参考にして、特記仕様書に架空線等上空施設の事故防止マニュアルを位置づけるものとする。

第〇条 架空線等上空施設の損傷事故防止について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の事故防止マニュアル（平成25年12月 佐賀県県土づくり本部建設・技術課）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

1 1. 参考資料：架空線等上空施設

1) 架空線に関する法令等

◆労働安全衛生規則

（工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止）

第三百四十九条 事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

2) 安全施工技術指針関係

◆土木工事安全施工技術指針

第3章 地下埋設物・架空線等上空施設一般

第2節 架空線等上空施設一般

1. 事前確認

- (1) 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。
- (2) 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。

①架空線上空施設への防護カバーの設置

- ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置
- ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
- ④建設機械のブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定

2. 施工計画

- (1) 架空線等上空施設に近接した工事施工にあたっては、架空線等と機械、工具、材料等について安全な離隔を確保すること。
- (2) 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置（場所、高さ等）を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立ち入り禁止区域等の留意事項について周知徹底すること。

◆建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事）

第12章 機械・電気

第87（機械類の使用及び移動）

施工者は、機械類を使用し、又は移動させる場合においては、それらの機械類に関する法令等の定めを厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは法令等に定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることのないようにしなければならない。

2. 施工者は、機械類を使用する場合においては、その動作する範囲は原則として作業場の外に出てはならない。

3. 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て機械類を操作する場合においては、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張員の配置等必要な措置を講じなければならない。

3) 仕様書関係

◆土木工事等共通仕様書（第1章第33節）

○第一章総則 第33節工事中の安全確保

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針及び建設機械施工安全技術指針、JIS A8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止を図らなければならない。